

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 12月定例会 会議録

- 1 日 時 平成28年12月14日(水) 午後1時30分~午後3時10分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 細田勲会長、後藤金蔵副会長、植松伸廣副会長、小室正明会計、
佐藤次男監事、和田高伸監事
篠原徳守、真野宗直、三觜健一、林申次、内藤徳行、熊澤繁雄、
弓達茂、成瀬清、滝本誠、新倉昭人、中田一夫、平松民平、古谷宏、
沓澤幸子、矢野福德の各委員
欠席者：島田俊夫、青木三郎、舘田郁夫の各委員
施設再編整備課(田邊行政拠点施設整備担当課長)
防災対策課(大竹課長)
スポーツ健康課(鈴木課長他)
都市計画課(榊原課長他)
都市政策課(関野課長他)
消防本部予防課(牛窪課長)
市民自治推進課(岸課長、永倉課長補佐、廣瀬課長補佐、竹井副主査)
事務局(安藤、長野)

4 会議の経過

- (1) 開 会 後藤副会長
- (2) あいさつ 細田会長
- (3) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定状況等について(報告)

市民自治推進課長より、資料に基づき報告した。

今年4月に「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」が施行され、現在まで8地区のまちぢから協議会が、市長の認定を受け事業を実施している。

一番はじめに「浜須賀地区まちぢから協議会」が5月に認定を受け、7月には「松林地区まちぢから協議会」、「小和田地区まちぢから協議会」、「湘南地区まちぢから協議会」、が、11月には「海岸地区まちぢから協議会」、「小出地区まちぢから協議会」、「南湖地区まちぢから協議会」、「鶴嶺東地区まちぢから協議会」が認定を受けた。

認定を受けたまちぢから協議会には、事業実施にあたり申請のあった事業に対し、認定コミュニティに対する特定事業助成金を交付している。申請のあった提案事業として、浜須賀地区の「地域乳幼児サポート事業」・「広報「浜須賀まちぢから」発行事業」、松林地区の「子どもと親子の居場所「おむすび松林」事業」・「中学生の学習支援と夕食支援事業」、湘南地区の「ホームページ作成事業」があり、市が認めそれぞれに助成金を交付している。

配布させていただいた資料を基に、地域の中で自治会長を含めたまちぢから協議会のメンバーの方々に状況をご報告いただきたい。また、他の地域においても、認定に向け努力をしていただいていることを含めご報告させていただく。

(4) 議 題

① 犯罪抑止に関する協力依頼について

茅ヶ崎警察署生活安全課長より、振り込め詐欺等の特殊詐欺の防止に関する協力依頼について、資料に基づき説明した。

主な質疑は次の通り。

(問) 対象は70歳以上の世帯ということか。

(答) 70歳以上が85パーセント被害者となっている。まずここから手を打っていきたい。

(問) 民生委員に確認しないといけないが、注意喚起を記載した配布物は自治会が配るのか、民生委員が配るのか。

(答) 地区により対応が違うと思うので、この定例会で了解が得られれば、方法については地域企画係長と相談させていただきたい。

(問) 地域に担当者に来ていただき、講演会や講習会を開いていただくことは可能か。

(答) 可能である。

(問) 資料はいつ頃できるのか。

(答) 年内には用意できる。

(問) 各自治会ごとに70歳以上の世帯がどのくらいあるのか数の把握をしないとけない。前段として、各自治会ごとにまとめ、そのうえで各地区まちぢから協議会ごとにまとめていくことが必要である。

(答) 市内全体では約3万世帯ということである。各地区の世帯数をいただき、それに沿って区分けをしていきたい。

(問) 各地区ごとに届けていただくことは可能か。

(答) 今日、了解がいただければ各地区の数が分かりしだい、個別にお持ちする。

(問) 民生委員は、70歳以上はどなたということはわかっている、依頼すれば協力していただけるということか。

(答) 普段、自治会と交流が少ない部分もあるので、これを配ってほしい、対象者は何人いるのか教えてほしいということを伝えていただければ把握できる。ぜひ説明していただきたい。

(問) 民生委員に70歳以上の世帯に配っていただくのも一つのツールである。

(答) 民生委員は把握しているので、相談していただきたい。民生委員もまちぢから協議会に踏み込んでいるので、ぜひ相談しながらうまくやっていただきたい。

(問) 守秘義務の問題もあり、民生委員に任せて動いてもらうのであればよいが、自治会が手伝うということについて支障ないということを会長から民生委員に傳達してもらわ

ないといけないと思う。

(答) 名簿は渡せないと思う。人数が何人ということは把握できるので、まちぢから協議会の会長から何枚必要なかを伝えていただき、民生委員に配布依頼するという事で、民生委員だけが受けたのではなく、まちぢから協議会と一緒にやっているという形は作れると思う。

(問) 警察署にお願いであるが、もし可能であれば12月20日に、民児協の会議があるのでそこで説明をしていただきたい。

(答) 承知した。

最後に、細田会長より、各地区のまちぢから協議会の会長に世帯数を把握していただき、地域企画担当係長に連絡をしていただきたいとの話があった。

② 研修会の状況について

事務局より、資料に基づき説明した。

③ 新年賀詞交歓会について

事務局より、資料に基づき説明した。

④ 茅ヶ崎市都市マスタープラン策定委員会委員等の推薦について

ア 茅ヶ崎市都市マスタープラン策定委員会委員等の推薦について

事務局より説明し、委員に細田会長、後藤副会長を推薦、承認された。

イ 茅ヶ崎市社会福祉協議会理事及び評議員の推薦について

事務局より説明し、理事に細田会長、評議員に後藤副会長、植松副会長、小室会計、佐藤監事、和田監事、滝本委員を推薦、承認された。

⑤ その他

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況について

後藤副会長より、茅ヶ崎警察署作成の資料に基づき、振り込め詐欺について、自転車盗について、交通事故について、それぞれの状況等の説明があり、注意いただくとともに地域のご協力をお願いするとの話があった。

主な質疑は次の通り。

(問) 資料は回覧してもかまわないか。

(答) 警察署にも了解をいただいております、かまわない。

(問) 特殊詐欺についての取り組みで寒川では効果があったということだが。

(答) 寒川の自治会連合会で、各自治会が被害に十分気をつけていただくよう1軒1軒訪

問し、注意喚起に取り組んだということである。取り組んだ後は、被害が出ていないということである。

茅ヶ崎市では自治会がやっていくのか、民生委員にやっていただくのかは各地区に任せるので、ぜひご協力をお願いします。

(イ) 広報「まちぢ茅ヶ崎」第3号について

和田監事（茅ヶ崎地区会長）より、広報「まちぢ茅ヶ崎」第3号に基づき、茅ヶ崎地区の再編について、来年4月の北地区と新たに中海岸自治会を加えた南地区の再編に向け、それぞれ準備委員会を立ち上げ、現在協議を重ねていること、また雄三通りのマンション建設について、雄三通り側への外階段や植栽について建築主と協議をし、協力をいただいたこと等の報告があった。

真野委員（海岸地区副会長）より、中海岸自治会が南地区に加わることに关しよろしくお願ひする旨の挨拶があった。

(ウ) 辻堂駅100周年記念行事について

新倉委員（小和田地区会長）より、辻堂駅100周年記念行事については11月26日、27日に無事終了した。辻堂駅の乗降客は3分の1が茅ヶ崎市民であり、応分の役割を果たすことができた。来年の3月18日に解散式を行い、実行委員会は終了するとの報告があった。

(エ) セレモニーホールの建設について

平松委員（松浪地区副会長）より、住宅街にセレモニーホールの建設が始まっている。自治会の中でも意見は分かれているが、細かいことについて協定し進めているとの報告があった。

イ その他

なし

(5) 行政からの依頼事項等について

○ 定例・報告事項

① パブリックコメントについて（6件）

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

② 地域福祉活動交流会の開催について（案内）

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

- 依頼・説明事項（新規事業等）
- ① 第79回高南一周駅伝競走大会開催にともなう交通規制のお知らせについて
スポーツ健康課長より、資料に基づき説明した。
- ② 行政拠点地区の整備に係る広報ちがさきへの掲載について
施設再編整備課 行政拠点施設整備担当課長より、資料に基づき説明した。
主な質疑は次の通り。
(問) 市民文化会館の耐震補強・改修であるが、利用予約は平成29年10月からとなると、その間はどのようになるのか。
(答) 市民文化会館の閉鎖期間中については、文化生涯学習課のホームページにも掲載しているとおり代替施設の用意はない。市役所周辺の各公共施設もしくは藤沢市や寒川町の施設を利用させていただくようご協力をお願いしますと、ホームページもしくは市議会での質問についてコメントさせていただいている。工事期間中、ご迷惑をおかけするがご協力をお願いしたい。
(問) 仮設庁舎跡地の活用で、にぎわいを生み出す集客性のある施設と書かれている。今現在どのようなものを考えているのか。
(答) 仮設庁舎跡地については、民間活用という形の中で、市財政への軽減、未利用地の有効利用ということで進めているところである。
9月後半から10月にかけて民間事業者へその可能性について確認したところだが、市の方ではまだどのような用途にするかは決めていない。この場所は地区計画がかかっており、建築基準法上の用途制限と地区計画の用途制限で、ある程度用途は限られる。民間事業者のヒアリングの中では、例えば低層部については店舗とか商業施設、上層部については店舗への来客者を呼びこめるものとして、医療施設とかスポーツジム施設などのアイデアを伺っている。今後可能性を調査しながら、市として事業者募集を検討しているところである。
- ③ 準防火地域の指定拡大について
都市計画課長より、資料に基づき説明した。
- ④ 「2017防災フェア」開催ちらしの回覧について
防災対策課長より、資料に基づき説明した。
- ⑤ 感震ブレーカー設置補助制度の施行について
都市政策課長より、資料に基づき説明した。
主な質疑は次の通り。
(問) 対象者は、まちぢから協議会と書いてあるが、まちぢから協議会単位でまとめて申請

してほしいということか。

(答) 前回の定例会でも説明したが、どうしても面的に広げていただくことを考えており、まちぢから協議会で申請していただきたいと考えている。

(問) 試行ということが書かれているが、引き続き続けていくものなのか。何年度くらいまで続くのか。

(答) 継続してやっていく認識は持っている。行政としては年度ごとに予算を組んでおり、現在は来年度の予算の査定段階である。来年度についても予算要望しており、予算を確保する方向で動いている。2～3年では地域全体の面的整備は難しいので、継続した取り組みの中で、感震ブレーカーの設置を進めていきたいと考えている。

(問) 感震ブレーカーの必要性の周知であるが、具体的にどのように考えているのか。

(答) 今年度については、期間が非常に短くなっている。優先するのは今取り組みをすでに進めていただいている地域から手をあげていただき、そちらのまちぢから協議会の方に出向いて説明させていただくとともに、他の地区については、会合の機会が合えば今年度取り組まなくても必要性についての周知、啓発についてできるだけ取り組んでいきたいと説明したい。

(問) 心配なのは、まちぢから協議会の役員だけが知っていてもどうしようもない。各自治会の全世帯にチラシを配布し、こういうことをやっていますということと申込用紙をつけるなどしないと伝わらないのではないか。

(答) 心配していただきありがたい。各自治会で会合等集まる機会があればそういうところにも足を運ばせていただき、そこで説明をしながら回覧等も活用して啓発していきたいと思っている。

(問) 実務的な問題であるが、お金のやり取りで実費が先行するわけである。数が少なければまちぢから協議会が立て替えることはできるが、ある程度の件数になった場合は、お金の預り証などのやり取りをして、設置をし、完了したら補助金が出た段階で補助金を渡しに行くなど、まちぢから協議会が全部やらなくてはいけないという可能性が出てくるのではないか。取りつけるだけではないので、非常に手間がかかるような気がする。

(答) どうしても実績報告書をいただいて、市でお支払いをするシステムになるので、その辺については何とかやりくりをお願いしたい。

(問) 申請はまちぢから協議会、自治会連合会単位ということだが、各自治会によって対応はバラバラである。例えばA・B・Cという自治会があり、A自治会は準備がだいぶ進んでいるのでこの制度でやりたいという場合は、Aという自治会だけの数で申請すればいい。来年度以降、B・Cの自治会について数を募って申請するという一方で、自治会の対応がバラバラでも、名前としてまちぢから協議会として申請すればいいという理解でいいか。

(答) まちぢから協議会全部の自治会で申請いただかなくても、取り組んでいただける自治会をまちぢから協議会として申請していただければ結構である。

- (問) それに関連して、海岸地区まちぢから協議会で、今年も来年も再来年も申請しても良いということか。
- (答) 結構であるが、まだ予算がはっきりしていないので、予算的な調整をお願いすることは出てくると思う。
- (問) 簡易型で説明していただいているが、中には分電盤型で自己負担が多くてもやるといふ希望者もいると思う。並行して募って申請すればよいか。
- (答) ご相談いただければ分電盤型についてもどう進めていくか、ご説明させていただく。
- (問) この場合は個別に相談ということか。
- (答) そうである。
- (問) 高齢者の一人暮らしが非常に増えている。この件を回覧で回しても本人はわからないのではないか、もう少し単純にわかりやすくしたものを回さないと。訪問して説明すればわかるかもしれないが、それと古い家はおもり式でないとつかない。一軒一軒見て歩かないと、本人では判断がつかない部分も相当あると思う。受付期間が1月31日までということで、この短期間では心配である。
- (答) その通りだと思う。分電盤もいろいろ種類があるので、今年度についてはすぐ取りつけられる分電盤から始めるということも一つの方法と思っている。対応に時間がかかるものは、来年度に取り組むということでも市としては続けて対応していきたいと考えている。
- (問) なぜこれを実施するのかということ、例えばクラスターの怖さというものを地域の人に知ってもらうことが大事であることを前回発言した。ブレーカーをつけることは、こうしたクラスターで火災が発生すると大変である怖さを知らせていかないといけない。これをしないでこのまま出しても地域でつけていくことは難しい。
- (答) 肝に銘じている。今回は補助制度に対する説明であり、併せて今後、感震ブレーカーの効果、なぜ必要なのかもあまり文字を増やさずに高齢者にも読んでいただけるような資料を作成し、皆さんにお示ししながら回覧等でご協力いただくことも行ってきたいと思う。
- (問) 設置実施についてであるが、市指定業者による設置支援（有償）制度もあると書かれているが、自治会でも検討しているが自治会でつけるということになかなか手が出なかった。専門業者がやってくればやり易くなったと考えるが、有償とも書いてある。この制度の概略を説明願いたい。
- (答) 防犯灯協力会という団体があり、そちらの電気事業者に相談をしている中で、1軒2,000円程度という話をいただいている。なかなか軒数が何十軒となってくると安い金額ではないので試行していく中で進め方について検討していく内容と考えている。
- (問) この制度は試行と書いてあるが、ここでいろいろと検討調整し、来年度以降本格的にやっていくということか。
- (答) 期間が短くて申し訳ないが、出来るだけ利用していただき、いろいろな課題が出てく

ることは市としてはありがたいと思っている。一緒に汗をかいていただきたい。よろしく願う。来年度以降も継続していく予定である。

(問) 受付期間が1月31日となっているが、湘北地区は7自治会あり、自治会に周知するのに時間がかかり1月31日までと言われると忙しい。会議等で集まった時に話をしていくことで良いか。

(答) もし取り組める可能性があれば、随時ご相談していただきたい。市の方もできるだけ協力し進めていけるような方向で調整させていただきたいと思う。

(問) 海岸地区では6・7割実施したところがあり、防災対策課の補助金をもらっているということを聞いている。今回、大きな補助制度が出来たが、さかのぼって適用はできないか。

(答) 補助金の交付決定の書類があり、その手続きを経てということでは説明できない。ご了承いただきたい。

(問) 今回の制度が出来前前から積極的に取り組んでいるのに補助が少ないというクレームが地元で出ると思う。地元への説明はどのようにすべきか。

(答) さかのぼりということはむずかしい。先行的に取り組んでいただいた事実は広く知っていただくよう周知させていただきながら、海岸地区については、安全なまちづくりに取り組んでいただいていることを重く受け止めさせていただいている。ご理解願いたい。

(問) 販売店について、防災物品販売会社やホームセンター等としてあるが、こうしたところへ行って見積りはもらえるものなのか。市の方から事前に連絡してくれているのか。

(答) 主に市で調整をさせていただいている平和防災には話をしている。

(問) 島忠はどうか。

(答) 調整中であり、市もこれから相談する。

(問) インターネットでも見積りが取ればよいか。

(答) 防災資機材もそうした取扱いをしているということなので、同様に取り扱わせていただく。

(問) 先程、都市計画課から「準防火地域の指定拡大について」の説明があったが、予算が少ない中ではこうした地域を優先した方が効果があるのではないか。連携をとった方がよいのではないか。

(答) 準防火地域の指定拡大というところで、市も取り組んでいる。そういった説明会を通じた周知活動も有効だと思っているので、そういった面からも地域に入っていきたい。

(6) 閉 会 植松副会長